

宇部市地域福祉振興基金管理運営委員会規則

(目的)

第1条 この規則は、「宇部市地域福祉振興基金設置規程」第4条第4項規定に基づき、「宇部市地域福祉振興基金管理運営委員会」（以下「管理運営委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(管理運営委員会の任務)

第2条 管理運営委員会は、宇部市地域福祉振興基金（以下「基金」という。）の運用について、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 基金の造成に関する事
- (2) 基金の管理運営及び助成に関する事
- (3) その他、目的に必要な事項

(管理運営委員会の構成)

第3条 管理運営委員会は委員10名以内をもって組織し、社会福祉法人宇部市社会福祉協議会（以下「本会」という。）会長が委嘱する。

- (1) 関係行政機関
- (2) 本会の役員
- (3) ボランティア活動関係者
- (4) 学識経験者
- (5) その他、事業を推進するために適当と認められる個人及び団体

(正副委員長)

第4条 管理運営委員会に正副委員長各1名を置く。正副委員長は委員の互選とする。

2 委員長は管理運営委員会を代表し、会務を統括する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とし再任を妨げない。ただし、補欠によって就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(招集及び議事)

第6条 管理運営委員会は必要の都度、委員長が招集し議長となる。

2 管理運営委員会は、委員総数の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は出席委員の過半数をもって決する。

(規則の変更)

第7条 この規則を変更するときは、管理運営委員会の意見を聴し、本会会長に承認を得るものとする。

附 則

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。